

平成 30 年度 第 3 回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：平成 31 年 3 月 12 日（火）

午後 1 時 30 分から

会場：関内駅前第二ビル保健所会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

- (1) 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について
- (2) 平成 31 年度横浜市動物適正飼育推進員研修計画（案）について
- (3) 動物愛護センターの活用について（非公開）

4 事務局からの報告

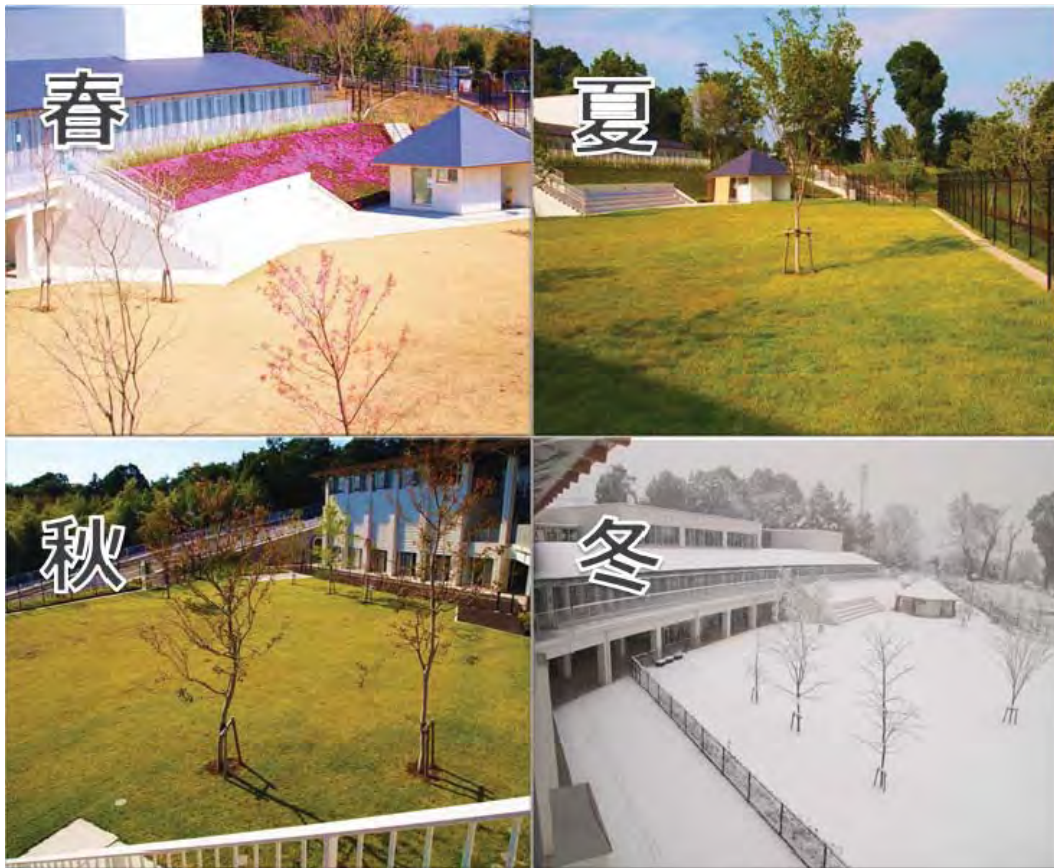
- (1) 横浜市動物愛護センター「犬、猫等の譲渡実施要綱」の一部改正について

5 閉会

【 配付資料 】

- ・ 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案） (資料 1)
- ・ 平成 31 年度横浜市動物適正飼育推進員研修計画について (資料 2)
- ・ 動物愛護センター施設の活用について (資料 3)
- ・ 横浜市動物愛護センター「犬、猫等の譲渡実施要綱」の一部改正について (資料 4)

平成31年度 横浜市動物愛護管理業務計画



【横浜市動物愛護センター外観】



動物愛護センターは、動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行い「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。また、本市動物行政の拠点として、18 区役所と連携しながら、市全体の施策や地域の実情に即した取組を展開していきます。

平成 31 年度の動物愛護管理業務に関する取り組みを、「平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画」としてまとめました。この計画に基づいて「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進します。

目 次

1 災害時のペット対策	1
2 地域猫活動支援事業	3
3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4 狂犬病予防事業	6
5 猫の不妊去勢手術推進事業	7
6 マイクロチップ装着推進事業	8
7 犬、猫等の引取り・保護収容業務	9
8 収容動物の譲渡事業	10
9 動物取扱業登録及び監視指導	11
10 特定動物飼養保管許可及び監視指導	12
11 附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点にペットと同行避難を実施することが予想され、各地域でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。横浜市では、平成30年に改訂した「防災計画（震災対策編）」「地域防災拠点開設・運営マニュアル（資料編）」において、地域防災拠点で飼い主が同行したペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ学校敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載しています。

災害時に混乱が生じないように、飼い主への普及啓発や、各区の地域防災拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。また、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

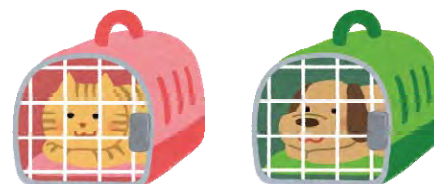
区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 地域防災拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援【通年】
- 2 地域防災拠点における災害時のペット対策策定への支援【通年】
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センターで使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備

<参考> ペットの同行避難訓練実施状況

	28年度	29年度
実施区	11区	13区
実施箇所	19か所	24か所
参加人数	4,533人	5,951人



<参考> ペットの防災関連展示等実施状況

	28年度	29年度
実施区	15区	17区
実施回数	133回	160回



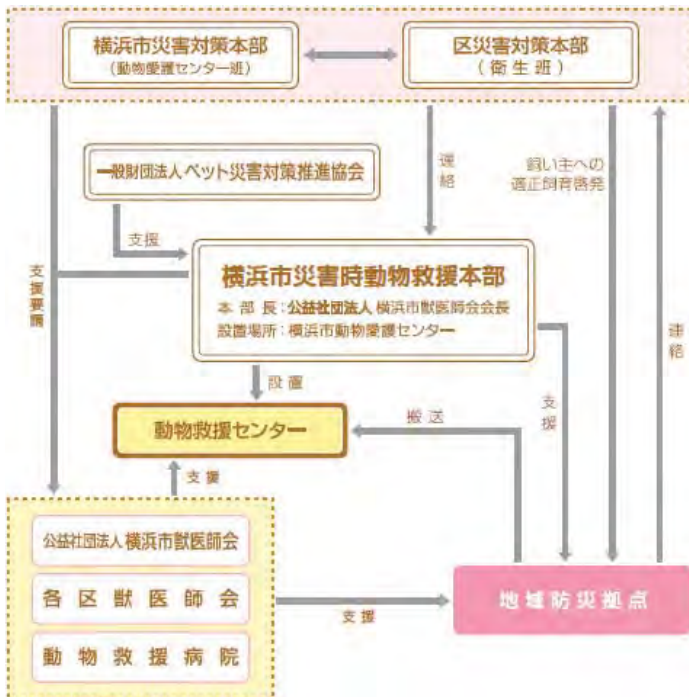
＜参考＞ 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- 公益社団法人横浜市獣医師会
- 公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- 公益社団法人日本愛玩動物協会神奈川県支所
- 特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- 公益財団法人日本補助犬協会
- 全日本動物輸入業者協議会
- 公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- 一般社団法人全国ペット協会
- その他連絡会の趣旨・目的に賛同する団体等

＜参考＞ 【動物救援体系の組織図】



【一般財団法人ペット災害対策推進協会】

災害時の動物救援活動に対し支援を行います。

【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

【動物救援センター】

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在以下の5拠点と協定を結んでいます。

- 大黒町スポーツ広場（鶴見区）
- 公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- 公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- 平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- 横浜市動物愛護センター（神奈川区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した動物の一時保護、治療などの支援を行います。

[公益社団法人横浜市獣医師会と協定締結]

＜参考＞ 啓発リーフレット（動物愛護センター作成）



冊子「災害時のペット対策 ~ペットとの同行避難対応ガイドライン~」は本市動物愛護センターのホームページからダウンロードできます。

※環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂を踏まえ、平成30年度に改訂しました。

2 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少につなげていくことを目的として、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。【通年】

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区役所～動物愛護センター）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

犬や猫の飼育マナー等に関する苦情や相談が、依然として多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、(公社)横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故の防止等を推進します。

また、動物愛護センターが、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシを活用し、動物愛護に関する様々な情報提供を行います。

2 市民向け講座

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進するため、動物愛護センター及び各区で市民向け講座を実施します。

(1) 犬セミナー【3回】

飼い犬のしつけ、お手入れ、医療等についての講習

場所：動物愛護センター等

(2) 猫セミナー【2回】

飼い猫との暮らし方、医療、地域猫等についての講習

場所：動物愛護センター等



【猫セミナー】

(3) 適正飼育啓発事業【通年】

犬や猫の飼い主に対し、しつけや健康管理など、適正飼育に関する啓発事業を実施

場所：各区役所や公園等

2 動物愛護行事

動物愛護週間等に、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センター及び各区で各事業を実施します。

(1) 動物愛護フェスタ【9月】

動物愛護週間に合わせて行う動物愛護啓発イベント

(2) 犬、猫について学ぼう（子どもアドベンチャー）【8月】

犬猫の適正飼育についての学習

場所：動物愛護センター

(3) 夏休み！自由研究【8月】

犬猫の適正飼育についての学習

場所：動物愛護センター

(4) 動物愛護啓発事業【通年】

小学生を対象にした、咬傷事故防止や動物愛護の教室等、啓発事業の実施

場所：各区、小学校、動物愛護センター等



【動物愛護フェスタ】



【犬、猫について学ぼう】
（子どもアドベンチャー）

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		28年度	29年度
苦情・相談件数（計）		2,488	2,005
内訳	野犬等保護	141	120
	放し飼い	76	101
	ふん尿	1,410	1,202
	鳴き声	221	232
	身体・器物の被害	103	110
	不適切な取扱い・虐待	73	67
	登録・注射に関すること	305	78
	その他	159	95

【猫】		28年度	29年度
苦情・相談件数（計）		3,190	2,260
内訳	ふん尿	857	733
	臭気・羽毛	72	56
	鳴き声	66	37
	身体・器物の被害	71	85
	不適切な取扱い・虐待	76	65
	収容に関する相談	997	721
	その他	1,051	563

4 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性を広く市民に周知し、犬の登録等を推進します。4月には、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、各区に出張会場を設け登録と予防接種を実施します。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託するとともに、ペットショップに犬の鑑札の交付と手数料の収納を委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 狂犬病予防注射出張会場での犬の登録等受付【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業【通年】
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導【通年】
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



【鑑札】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	28年度	29年度
登録数	178,302	177,016
注射済票交付数	133,583	133,472
接種率	74.9%	75.4%



【注射済票】

5 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

平成31年度より、前年度の3月を補助の対象手術期間に含め、年間を通じて切れ目なく補助が行えるようになりました。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

平成31年3月1日(金)～平成32年2月29日(土)

2 補助金申請受付期間

平成31年5月7日(火)～平成32年3月5日(木)

(※3月及び4月手術分は5月7日(火)から6月10日(月)まで申請受付)

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。(平成31年度補助対象頭数 5,700頭)

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績(頭数)

28年度	29年度
7,816	4,098

*本補助金申請の対象となる猫
平成28年度まで飼い猫及び飼い主のいない猫
平成29年度から飼い主のいない猫のみ



6 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

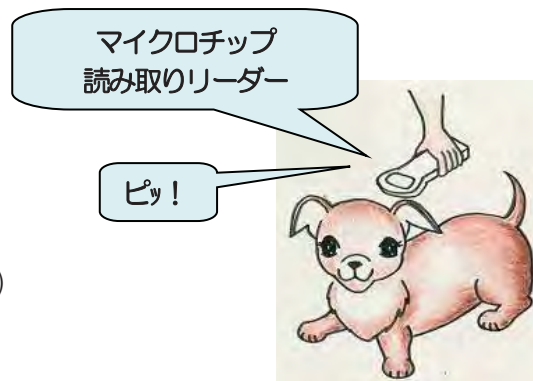
1 対象手術実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月5日(木)

2 補助金申請受付期間

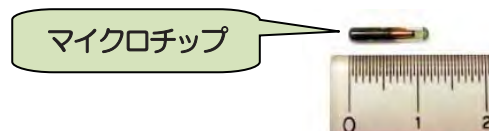
平成31年5月7日(火)～平成32年3月5日(木) (当日消印有効)

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

動物愛護センター (窓口及び郵送)



◇ 事業内容

市民を対象に、飼い猫及び飼い犬のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。(平成31年度の補助対象頭数は500頭)

※本補助金申請には、AIPO (Animal ID Promotion Organization 動物ID普及推進会議) への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、平成31年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績 (頭数)

	28年度	29年度
犬	140	100
猫	222	301
計	362	401

7 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

保護収容した犬・猫等が一頭でも多く、飼い主への返還や新しい飼い主へ譲渡されることを目的に事業に取り組みます。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、保護や一時的な救急処置を（公社）横浜市獣医師会に委託しています。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報としてホームページに掲載します。

<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び安楽死処分数等

【犬】	28年度	29年度
収容頭数	271	294
返還数	165	138
譲渡数	76	101
安楽死処分数	36	29
自然死	0	4
死体搬入	3	0

【猫】	28年度	29年度
収容頭数	1,306 (937)	1,179 (772)
返還数	15 (3)	16 (4)
譲渡数	521 (308)	483 (295)
安楽死処分数	404 (266)	387 (234)
自然死	134 (90)	116 (84)
死体搬入	225 (82)	179 (62)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は安楽死処分行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼猫動物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

8 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、飼い主への返還や個人の方への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

個人への譲渡のほか、譲渡登録団体(補助犬、災害救助犬等育成団体を含む)や(公社)横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

個人への譲渡では、事前予約の上、個別にて同日に講習・面談・動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明し、面談では飼育環境やライフスタイル等の確認を行い、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページに掲載していきます。

<参考> 譲渡実績

動物	28年度				29年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	公社横浜市 獣医師会		個人	団体	公社横浜市 獣医師会
犬	76	3	72	1	101	6	92	3
猫	521	90	190	241	483	74	183	226
他小動物	4	2	1	1	2	1	0	1

* 譲渡登録団体数 41団体 (平成31年2月末)

9 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物の愛護及び管理に関する法律に定められた、動物の健康及び安全の保持、その他動物の適正な取り扱いを確保するため必要な環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者について、登録の申請・更新・変更・廃業の手続きを行います。また、登録を受けた業者について、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。犬猫等販売業者については、環境省通知(平成28年1月5日環自総発第1601051号)に基づき、定期報告届出書及び犬猫等健康安全計画の提出等について、周知・指導等を行います。

また動物取扱責任者が、その業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業申請の受理、進達、登録等手続き及び登録証の交付【通年】
- 2 動物取扱業者の定期監視
- 3 動物取扱責任者研修の実施【10月～2月】
- 4 犬猫等販売業者定期報告届出書の受理、進達【4月～5月】

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録 施設数	業種別登録数						登録数 計	施設 検査数	指導 施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養			
28年度	1,261	389	939	45	195	51	6	1,625	654	215
29年度	1,326	398	987	44	207	55	5	1,696	596	206

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況(平成30年3月31日現在)

届出 施設数	業種別届出数					届出数 計
	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	
23	17	7	3	2	4	33

10 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

人の生命、身体または財産に害を加える恐れがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。また、飼養又は保管の状況について監視を実施します。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

動物愛護センター

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり
第三者の接触等を禁止する旨を表示する標識

特 定 動 物

この動物は人の生命、身体及び財産に害を加えるおそれがある動物であるため、第三者の接触等を禁止します。

許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
有効期間の末日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
許可番号	健動第〇〇号
特定動物の種類	ライオン

◇ 事業内容

【飼養又は保管の許可関係標識】

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更及び廃止申請の受理、許可等の手続き及び許可証の交付【通年】
- 2 災害時を見据えた逸走等防止のための飼養又は保管状況等の監視【随時】
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。

<参考> 特定動物の飼養許可状況について（平成30年3月31日現在）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	5	103 (0)*	8	66 (7)	2	5 (0)	2	6 (0)	3	8 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**	頭数		
施設数等	3	6 (1)	8	15 (5)	8	36 (8)	5	18 (2)	24		263 (23)	

飼養目的には、販売、展示、愛がん等があります。
頭数の（ ）は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

公募による市民、動物関係団体及び動物取扱業者の代表、学識者等 13 人の委員で構成

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 1 項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

横浜市動物適正飼育推進員 67 人（平成 31 年 2 月末）

◇ 動物関係団体や市民ボランティアとの協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、動物関係団体や市民ボランティアとの連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

1 市民ボランティア登録数 58 人（平成 31 年 2 月末）

2 譲渡登録団体数 41 団体（平成 31 年 2 月末）

◇ 国・他都市等との連携

動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

1 全国動物管理関係事業所協議会

2 神奈川県動物愛護管理推進協議会

3 関東甲信越静地区狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議

4 狂犬病予防業務担当者会議（厚生労働省主催）

5 都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理行政主管課長会議

6 神奈川県・保健所設置市動物愛護管理業務担当者会議

7 神奈川県・保健所設置市狂犬病予防業務担当者会議

平成 31 年度横浜市動物適正飼育推進員研修計画について

横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）の平成 30 年度の研修は、研修計画に基づき以下のとおり実施いたしました。

つきましては、平成 31 年度の研修計画について、実施回数、内容及び講師等を決定するため、お諮りいたします。

- 1 推進員研修会対象者
第 7 期推進員 67 人

- 2 平成 30 年度の推進員研修会実績

- (1) 第 1 回研修会

- ア 日時：平成 30 年 8 月 11 日（土） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分

- イ 場所：横浜市社会福祉センター ホール

- ウ 内容：人とペットの災害対策について

- 講師：平井 潤子 氏

- （人と動物の防災を考える市民ネットワーク

- 特定非営利活動法人 ANICE（アナイス） 代表）

- エ 参加人数：113 名（推進員 24 名、協議会委員 4 名、市民 78 名、区職員 7 名）

- (2) 第 2 回研修会

- ア 日時：平成 30 年 11 月 1 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

- イ 場所：動物愛護センター

- ウ 内容：動物と人とのつながりと共通感染症

- 講師：伊藤 琢也 氏

- （日本大学生物資源科学部獣医学科獣医衛生学研究室 教授）

- エ 参加人数：49 名（推進員 22 名、協議会委員等 3 名、職員 24 名）

※ 研修終了後、意見交換会を実施

猫に関する活動を行う推進員と、区職員、動愛センター職員が、グループに分かれて、猫の捕獲方法についての情報交換及び日頃の活動状況の意見交換を実施。

- (3) 第 3 回研修会

- ア 日時：平成 30 年 12 月 6 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

- イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：

- ・横浜市動物適正飼育推進員活動状況報告
動物愛護センターとの活動について（フェスタ活動報告、猫のチラシ作成について）
区生活衛生課との活動状況について（愛犬教室、災害時対策、地域猫活動等）
- ・意見交換会（犬・猫担当別及び活動担当区の職員との情報交換）

エ 参加人数：35名（推進員 16名、協議会委員等 2名、職員 17名）

(4) 第4回研修会

ア 日時：平成31年2月7日（木） 午後2時00分～午後4時00分

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：

- ・TNR・地域猫と猫の保護について
講師：山田 佐代子 氏（公益財団法人 神奈川県動物愛護協会 会長）
- ・横浜市動物適正飼育推進員になってみたら…
発表者：金子 トシ子 氏（横浜市動物適正飼育推進員）

エ 参加人数：38名（推進員 21名、協議会委員等 1名、職員 16名）

3 平成31年度の推進員研修計画について

以下の項目について、御意見・御提案をお願いいたします。

なお、研修会場の調整、推進員への案内通知、当日の進行等は事務局が行います。

(1) 実施回数

3～4回（平成31年6月から平成32年3月までの間に実施）

内1回は11月の推進員委嘱式と併せて実施します。

(2) 各回の研修内容及び講師

* 研修内容に関する事務局案

- ・災害時のペット対策について
- ・動愛法及び条例、本市事業、推進員の活動、個人情報保護について（委嘱式）
- ・地域猫活動について
- ・犬猫を取り扱う上での感染症に関する基礎知識

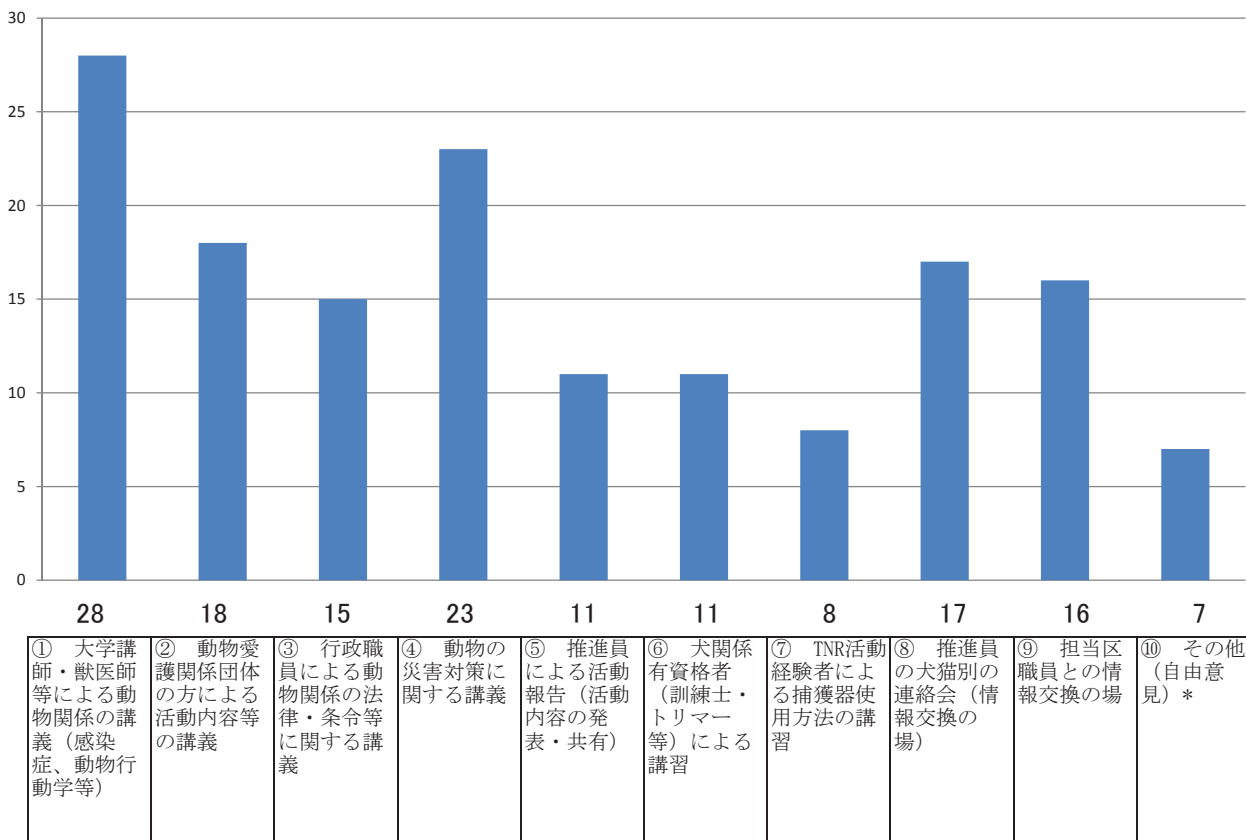
4 参考資料（別紙）

推進員が希望する研修内容に関するアンケート結果（平成29年11月実施）

第7期 横浜市動物適正飼育推進員 アンケート結果(平成29年11月実施)

アンケート回答者 51 / 68

◎ 希望する研修会の内容について



* その他(自由意見)

- ・ ノラ猫の対処の方法
- ・ 来年、動愛法がどのように変わったのかを教えてください
- ・ 猫の不妊去勢手術の啓発の具体的な方法
- ・ 高齢者・低所得者が動物を飼い、増やしてしまう問題について、福祉関係の職員と情報交換できると良い
- ・ ①の講義で、子猫保護についての注意点
- ・ 仕事のある方などは時間の都合がつかない事も多いと思うので、定期的に「推進員だより」等を発行してはどうか(資料配付など)
- ・ 人と動物との共生を推進していくために、動物が人と一緒に生活できるよう住環境の改善について考えていく等、今後の課題について議論する場を設けてほしい

横浜市動物愛護センター「犬、猫等の譲渡実施要綱」の一部改正について

平成 31 年 2 月 18 日付で、横浜市動物愛護センター「犬、猫等の譲渡実施要綱」の一部を改正しましたので、お知らせいたします。

1 改正前の課題

- (1) 団体への譲渡は、個人の飼育希望者へ譲渡する非営利の団体（以下「譲渡団体」という。）に限定され、身体障害者補助犬、災害救助犬等公益活動に従事する動物を育成する団体（以下「育成団体」という。）等への譲渡が明記されていない。
- (2) 登録された譲渡団体及び育成団体（以下「登録団体」という。）に登録期限がないため、団体の活動状況の変更に十分対応できていない。
- (3) 登録団体であることを利用して、他の活動を行うおそれがある。

2 主な改正内容

- (1) 譲渡の種類等に「育成団体への譲渡」を追加しました。
- (2) 登録団体の承認の有効期間を 5 年間と定めました。更新を希望する場合は、有効期間内に必要書類を提出し、新たに承認を受けるよう規定しました。
※ すでに承認日より 5 年を超えている登録団体（20 団体）においては、平成 31 年 5 月 7 日までに更新申請をするよう周知済みです。
- (3) 誓約書（譲渡団体、育成団体用）において、登録団体であるという事実を、会及び会員の利益、権利として利用しないよう規定しました。

3 今後の予定

- (1) 登録団体への飼育環境調査の実施
新規、更新申請の際に、団体での飼育環境や書類等の管理確認のため、立ち入り調査を行います。（平成 31 年度対象団体：23 団体）
- (2) 報告書類の確認
年間報告書、譲渡等報告書の提出状況を確認し、未提出の書類については迅速に対応するよう指導します。